

船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第144号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年9月11日（水） 08時30分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖西部（滋賀県大津市近江舞子中浜水泳場の北東方沖） 大津市所在の男松三等三角点から真方位035° 1,020m付近 （概位 北緯35° 14.2′ 東経135° 58.2′）
事故等調査の経過	平成25年9月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ ブラックパール、0.2トン 250-56177大阪、個人所有 B 水上オートバイ <sup>ティ-</sup> T1010、0.2トン 250-52504大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型船舶操縦士 B 船長B、特殊小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷船尾部に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、近江舞子中浜水泳場（以下「中浜水泳場」という。）の北東方沖へ至り、船長Aが、機関を停止し、漂泊して水上オートバイの動作モードを変更する操作を行っていたところ、A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、後部座席に1人を乗せて遊走中、船長Bが、中浜水泳場の北東方沖にA船が止まっていることを認め、A船に水を掛けようと思って接近し、A船の至近で左へ急旋回を行ったところ、曲がり切れず、平成25年9月11日08時30分ごろA船と衝突した。 船長Bは、他の水上オートバイにえい航されて湖岸に戻り、110番通報を行った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
その他の事項	船長Aは、仲間の水上オートバイの先頭を航行して中浜水泳場の北東方沖へ至り、仲間を待っていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与	A なし、B あり A なし、B なし

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、中浜水泳場の北東方沖において、機関を停止して漂泊中、船首部とB船の右舷船尾部とが衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、中浜水泳場の北東方沖で遊走中、船長Bが、A 船が止まっていることを認め、A 船に水を掛けようと思って接近し、A 船の至近で旋回を行ったことから、曲がり切れず、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、中浜水泳場の北東方沖において、A 船が機関を停止して漂泊中、B 船が遊走中、船長Bが、A 船が止まっていることを認め、A 船に水を掛けようと思って接近し、A 船の至近で旋回を行ったため、B 船が曲がり切れず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他船の至近にまで接近する危険な操縦は行わないこと。</li> <li>・ 漂泊して何らかの動作を行っている場合でも周囲の見張りを行うこと。</li> </ul>